



公 告

安全管理室移転に伴う建屋改修工事 について、次のとおり一般競争入札を行います。

記

1. 工事内容

- (1) 工 事 名 安全管理室移転に伴う建屋改修工事
(2) 工事場所 兵庫県佐用郡佐用町光都1丁目1番1号
(3) 工事概要 理化学研究所、及び高輝度光科学研究センターの安全管理室移転に伴い、蓄積リング棟A2ブロック2階制御用電算機室を改修する。
(4) 工事項目 ①扉移設工事 1ヶ所
②ミニキッチン設置 2ヶ所 給排水配管 1式
③タイルカーペット布設工事 既設撤去40m²、新設250m²
④柱ボード補修工事
⑤間仕切り工事 スライディングウォール設置 19.5m
上記に伴う、天井鉄骨梁からの支持工事

- (4) 工 期 平成22年2月5日から平成22年3月25日

2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人理化学研究所の契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。
(2) 独立行政法人理化学研究所又は文部科学省において、平成21・20年度における「建築工事」の競争参加資格の認定を受けていること {会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、独立行政法人理化学研究所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。}。
競争参加資格の認定が「建築工事」のD、C、及びB等級であること。
(3) 平成11年度以降に、元請として完成・引渡し完了した次の施工実績を有すること
(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)
①1. (4) 記載の工事項目を含んだ類似工事の施工実績（部屋面積200m²以上）
(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）上の「建築工事業」につき、許可を有して営業年数が3年以上であること。
(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を当該工事に配置できる者であること。
①主任技術者：2級建築工事施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有するものであること。
③配置予定技術者が監理技術者である場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであること。この場合には、同資格証及び同修了証の写しを提出すること。
③ ②のこれに準ずるものとは、次のものをいう。
イ)平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
ロ)平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。
(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から入札の時までの期間に、独立行政法人理化学研究所の工事請負契約に係る指名停止等を受けていないこと。

3. 申請手続等

当研究所は、競争参加希望の者に対し、競争参加資格を確認するため、競争参加希望者から

申請書及び資料の提出を求める。

(1) 申請関係配布資料の交付期間、場所

交付期間 平成21年12月21日(月) から 平成22年1月14日(木)

場所 兵庫県佐用郡佐用町光都 1-1-1

独立行政法人理化学研究所 播磨研究所 研究推進部 経理課 [担当 永野]
電話0791-58-0063

電子メールによる資料申請は、理研ホームページ「調達情報」を参照のこと。

(2) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法

提出書類 申請書(競争参加資格確認申請書)及び資料(技術確認資料)

提出期限 平成22年1月18日(月) 17時00分まで

場 所 兵庫県佐用郡佐用町光都 1-1-1

独立行政法人理化学研究所 播磨研究所 研究推進部 経理課

方 法 持参

(3) 確認通知

申請書及び資料の提出者に対し、競争参加資格を確認したうえ文書により通知する。

競争参加資格が確認されなかった者に対してもその旨を同様に通知する。

通知日 平成22年1月20日 (水) 予定

4. 落札者の決定方法

(1) 入札日時及び場所

日 時 平成22年2月2日(火) 14時00分

場 所 兵庫県佐用郡佐用町光都 1-1-1

独立行政法人理化学研究所 播磨研究所

(2) 落札者の決定方法

当研究所が定める予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする(落札者がいないときは、必要に応じて再度入札を繰り返し行うことがある)。

なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によりくじで落札者を決定する。また、入札参加資格のない者の行った入札及び入札条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の周知方法

落札者の決定と同時に、入札会場で入札者全員に口頭で周知する。

(4) 詳細は入札説明書による。

以上